

尾花沢市告示第74号

【債務負担行為】令和8～18年度 尾花沢市公共施設LED照明賃貸借について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年5月8日

尾花沢市長 結 城 裕

1. 事業概要

(1) 件 名

【債務負担行為】令和8～18年度 尾花沢市公共施設LED照明賃貸借

(2) 履行期間

令和8年度から令和18年度まで(10年間)ただし、契約締結の日から全対象施設にLED照明を設置完了するまでは準備期間とする。

(3) 業務の目的

既存の照明(蛍光灯等)をLED照明に取り替えることにより、消費電力及び二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的とする。

(4) 業務内容

LED照明、付属品並びにその他照明の設置に必要な資機材一式の賃貸借及び賃貸借物品の維持管理(保守点検、修繕等)

(5) 上限額

233,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

2. 担当課

尾花沢市 財政課 財産管理係

〒999-4292 山形県尾花沢市若葉町一丁目2番3号

電話：0237-22-3752(財政課直通)

FAX：0237-22-3756

Email：z_kanri@city.obanazawa.yamagata.jp

3. 参加要件

プロポーザルに参加する者(以下「事業者」という。)は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きの開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。
- (3) 国や地方自治体からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第22号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 尾花沢市暴力団排除措置実施要綱（平成24年告示第139号）による排除措置対象者でないこと。
- (6) 納めるべき税金を滞納していないこと。
- (7) 東北地方又は関東地方に本店を有する者であること。ただし、山形県外に本店を有する場合は、山形県内に支店、営業所又は当該業務に従事できる完全子会社（本店、支店又は営業所）を有する者であること。

4. 実施スケジュール

事業者の選定は、以下のスケジュールで行うものとする。

(1)	実施要領、仕様書等の交付期間	令和8年5月8日(金)～5月28日(木)
(2)	実施要領、仕様書等に関する質問受付期間	令和8年5月14日(木)～5月15日(金)
(3)	実施要領、仕様書等に関する質問回答期限	令和8年5月20日(水)
(4)	参加表明書、提案書等の提出期間	令和8年5月8日(金)～5月28日(木)
(5)	審査委員会の開催 (ヒアリング、プレゼンテーション)	令和8年6月3日(水)
(6)	審査結果の通知及び公表	令和8年6月上旬
(7)	仮契約の締結	令和8年6月上旬

5. 参加表明書・企画提案書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加表明書・企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出期限 令和8年5月28日（木）午後5時必着

(2) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法であっても提出期限内必着）とし、持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。また、上記以外の提出方法は不可とする。

- (3) 提出書類 ①参加表明書（様式2）
②事業者の概要及び状況確認表（様式3）
③LED照明導入業務実績一覧（様式4）
④実施体制図・工程表（様式5）
⑤提案書（様式6）
⑥見積書（様式7）
⑦委任状（様式8）（※見積、契約の締結等の権限を代理人に委任する場合）
- (4) 提出部数 各1部。ただし、提案書（様式6）のみ9部とする。
- (5) 提出先 「2. 担当課」のとおり

6. その他

詳細については、別に定める「【債務負担行為】令和8～18年度 尾花沢市公共施設LED照明賃貸借公募型プロポーザル実施要領」及び「【債務負担行為】令和8～18年度 尾花沢市公共施設LED照明賃貸借仕様書」によるものとする。